

第9回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年9月22日(金) 午後2時から午後3時

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

1番	志村 喜光	2番	小林 良次	3番	山田政文
4番	佐藤 總明	5番	蔦木 正彦	6番	天野 千明
7番	梶原 勝	8番	西村 恒男	9番	矢頭 恵造
10番	山崎 公江	11番	米山 義一	12番	小俣 民男
13番	和田 廣行	14番	佐藤 孝義		

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件

議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件

議案第27号 農地法第3条競・公売買受適格証明願の件

議案第28号 農地法第5条競・公売買受適格証明願の件

日程第4 報告事項 転用確認証明交付に対する報告

5 農業委員会事務局職員

事務局長 坂本 和彦 主幹 竹下 仁 事務補助 平山 正幸

6 会議の概要

事務局 互礼を行います。皆さんご起立をお願いします。礼。ご着席ください。
ただ今より、平成29年第9回農業委員会委員総会を開催致します。
会長あいさつ、志村会長をお願いします。

会長 皆様、改めましてこんにちは。公私ともにお忙しい中をご参集いただきまして誠にありがとうございます。平成29年第9回目の農業委員会委員総会を招集しましたところ、全員の出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

過日、14日うぐいすホールで行われました研修会等につきましても、大勢の参加をいただきまして、誠にありがとうございました。重ねて御礼

を申し上げます。

暑さ寒さも彼岸までと、こういうふうなこともあります。朝夕はめっきり凌ぎやすい時期となりました。皆様方におかれましては、実りの秋、収穫の秋、何かと忙しい中ではございましょうが、まだ、私たちに与えられた農地調査が残っております。9月いっぱいですが、ご協力のほどをよろしくお願い致します。

本日の案件につきましては、4条が1件、5条が7件、3条の競・公売適格証明が1件、5条の競・公売適格証明が5件と、今日は盛り沢山であります。皆様のご協力をいただきまして、会がスムーズに行きますよう、よろしくお願い致しまして、私のあいさつと致します。

事務局 開会宣告、会長お願い致します。

会長 本日は、全員の出席です。これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 議長選出、大月市農業委員会会議規則第3条に基づき、議長を会長にお願い致します。

議長 規則に従い、議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。

総会を開始するにあたり、皆様をお願いを致します。会議中の発言は、全て挙手の上、指名を受けてからお願い致します。

議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、6番天野千明委員と7番梶原勝委員にお願い致します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2、会期の決定を致します。本総会の会期は一日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【異議なしの声】

異議なしの声がありますので、本日、一日と決定致します。

日程第3 議事

議長 日程第3、議事に入ります。
議案第25号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。事務局に申請番号1の説明を求めます。

事務局 それでは、説明致します。
議案第25号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は1件です。
2ページの地図が違う地図が入っておりまして、場所の地図が入っておりません。3ページの地図は申請地の地図ですので、ご覧いただきたいと思えます。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇×××、地目は畑で、現況は宅地。面積は76㎡です。申請人は、●●●●です。

申請地は、国道××号に面した第2種農地で、農振農用地外であります。下瀬戸の公民館の直ぐ近くであります。転用目的は一般住宅の建築です。申請事由は、××号の拡張工事による住宅の移築。移築により農地部分を宅地に転用する申請であります。

県との現地調査の結果、申請地につきましては、特別な問題の指摘はございませんでしたが、裏の北側農地に物置らしい建物が建っているということ、それから東側の農地に進入路がもう既にあることなどから、追認の申請をするように指導がされております。

以上、この案件について書類審査を行ったところ、事業実現に足る資金の裏付け、隣接耕作者の同意も付けられております。ご審議をよろしくお願ひいたしたいと思います。

議長 続きまして、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。5番 薦木正彦委員お願い致します。

薦木委員 先ほど言いましたように××号線の××の〇〇寺というお寺があるんですが、この写真の手前側の所に山門があります。その国道の直ぐ脇です。右側の写真の一部が住宅なんですけども、その一間くらいまで入っている所が×××です。

この裏に昔、機屋の工場がありまして、現在は物置に使っているようですけど、これは、この家を壊すので工場も壊すということで、農地のまま

ということのようです。以上です。

議長 ありがとうございます。では、これより質疑に入ります。ただ今の説明について質疑のある方は挙手願います。

【異議なしの声】

異議がないようですから、採決を致します。

本案件に賛成の方は挙手をお願い致します。

ありがとうございます。全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 続きまして、議案第26号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。事務局に申請番号1の説明を求めます。

事務局 議案第26号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の案件は7件です。

申請番号1、6ページの地図と7ページの写真を併せてご覧いただきたいと思えます。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇×××外1。地目は田及び畑で、面積は合計469㎡となります。

賃貸人は、●●●●、賃借人は、●●●●です。申請地は、県道××号沿い、〇〇〇南側に位置する第2種農地で、農振農用地内にあります。隣接する耕作者はございません。

転用目的は、賃借人が経営する●●●●の駐車場にするという計画でありまして、14台の駐車をする予定であります。

県との現地調査の結果、申請地につきましては、特に問題の指摘はございませんでした。

以上、この案件について書類審査を行ったところ、事業実現に足る資金の裏付けもございます。ご審議をよろしくお願い致します。

議長 続きまして、地区担当委員、現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。6番天野千明委員お願い致します。

天野委員 3日程前に現地に上り、いろいろ聞いたり、見たりしたのですが、昨年、●●●●の工事に伴いまして、一端は駐車場として借りていた所を元の形に戻して、田んぼのできる状態でした。前は猪なんか入って、大分石崖なんか崩されて荒らされてたんですけど、しっかりした農地に戻って

いるようです。先ほども言われたように、施設の駐車場として、また一時転用ということなので、これを使うことによって、県道に止める車もほとんどなくなるような状態になると思うし、猪が入って石垣を崩されるようなこともなくなると思います。周りの農地も問題ないようですので、私としては許可相当と思います。皆様、よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。

薦木委員 一時転用ってあるんですが期間とかあるんでしょうか。

事務局 3年ということですよ。

議長 ほかにはございますか。では、質疑がないようですから、採決致します。本案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

次に申請番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局 8ページの地図と9ページの写真を併せてご覧いただきたいと思います。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇×××、地目は畑で682㎡です。使用貸借で、貸主は●●●●、借主は●●●●です。申請地は、県道〇〇線沿いの第2種農地で、農振農用地外です。隣接する耕作者はございません。転用目的は資材置場です。

転用理由は、●●の〇〇を務めている●●●●氏より息子である●●●●が使用貸借し、資材置場にするという計画です。

県との現地調査の結果、申請地につきましては、特に問題の指摘はございませんでした。

以上、この案件について書類審査を行ったところ、問題は特にありませんでした。ご審議をお願いします。

議長 続きまして、地区担当委員、現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。13番和田廣行委員お願い致します。

和田委員 19日の日に現地を調査に行きました。それ以前に●●●●の●●ですか、●●●●さんから事業の拡大と共に資材置場が足りなくなって、現地を資材置場にしたいという話でありまして、●●●●も事業を拡大してお

りまして、現在資材置場にしている所が4カ所ございまして、それでも、まだ資材置場が足りないということで、この地を資材置場にしたいということございまして。現地を見た限りでは災害等見られない状態です。許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。

【異議なしの声】

質疑がないようですから、採決致します。本案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 続きまして、申請番号3及び申請番号4については、申請人が同一人です。併せて上程致します。

事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、説明致します。

申請番号3、10ページの地図と11ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇×××、地目は畑で、面積は759㎡です。貸主は●●●●、借主は●●●●です。

申請地は、〇〇の奥に位置する第2種農地です。周囲の状況は、周り4面が農地となっております。農振農用地外です。

転用目的は、鉄塔建替工事のための索道基地及び資材置場のための一時転用になります。

続きまして、同一事業であります申請番号4について、説明します。

10ページの地図と12ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇×××外1筆、地目は畑で、面積は合計1479㎡のうちの828㎡を使う計画です。

貸主は●●●●、借主は同じく●●●●です。

申請地は、〇〇の奥に位置する第2種農地で、周囲の状況は周り4面が農地となっており、農振農用地外となっております。

転用目的は鉄塔建替工事のための鉄塔移設用地及び工事車両用駐車場の

ための一時転用です。

両申請とも、県との現地調査では指摘事項はございませんでした。

以上、この案件について書類審査を行ったところ、事業実現に足る資金の裏付け、隣接耕作者の同意も付けられております。ご審議をお願い致します。

議長 続きまして、地区担当委員の私から、現地調査の結果並びに補足説明を致します。

9月19日の火曜日に事務局と共に現地調査を行いました。場所は、〇〇の市道〇〇線を〇〇方面に入って、直ぐ左側になります。道下に鉄塔が見えますがそこが工事現場です。

申請地の××番は、現在も耕作中ですが、××番と××番は遊休農地です。周辺の状況は第1種住宅地であり、工事に当たっては騒音等に十分配慮が必要かと思えます。騒音等の環境に配慮することを条件に付せば、許可相当と思えますが、ご審議をお願い致します。

議長 今回の説明で質疑のある方は挙手を願います。

【異議なしの声】

質疑がないようですから、採決を致します。本案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

ありがとうございました。全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 次に申請番号5について、上程を致します。事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号5、13ページの地図と14ページの写真を併せてご覧いただきたいと思えます。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇×××、地目は畑で、現況は宅地になっております。面積は127㎡です。

譲渡人は●●●●●、譲受人は●●●●●です。

申請地は〇〇交差点南側、市の〇〇の向かいに位置する第3種農地で、農振農用地外です。

転用目的は、個人住宅で、申請理由は居住している住宅の土地を購入する段階で農地であったことが判明したための追認申請になります。始末書がでておりますので、読み上げたいと思えます。

始末書。譲受人●●●●の兄●●●●と譲渡人●●●●の父●●●●との間で、〇〇町〇〇字〇〇×××の土地の賃貸借契約のもと、昭和××年×月×日に居住用建物を新築し現在に至っております。

農地法の許可も得ず、今日まで放置した事を申請者兩名深く反省しております故、ご高配くださいます農地法第5条第1項の許可をされたくよろしく願い申し上げます。

ということで、譲受人●●●●、譲渡人●●●●の名前で始末書がでております。

県との現地調査の結果、追認申請が望ましいということでありました。

ご審議をお願いします。

議長 続きまして、地区担当委員から現地調査並びに補足説明をお願い致します。

4番佐藤総明委員お願い致します。

佐藤委員 19日の火曜日に会長と事務局2名と4人で調査しました。内容は、事務局から説明のとおり、40数年居住しているということで、お父さんの●●●●さんの息子さん●●●●さんだと思いますけど、代が変わってその手続きだと思います。既に追認の状態、始末書も提出されており、売買も完了していることから、私としては許可相当と思いますから、どうぞ審議をお願い致します。

議長 ありがとうございます。ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。

【異議なしの声】

質疑がないようですから、採決致します。本案件に賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 次に申請番号6について、上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号6、15ページの地図と16ページの写真をご覧いただきたいと思致します。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇×××外1筆、地目は畑で、面積は955㎡です。

譲渡人は●●●●、譲受人は●●●●です。

申請地は、〇〇の南側に位置する第2種農地で、農振農用地外です。転用目的は太陽光発電施設の設置です。計画によりますと、太陽光パネル153枚を設置し、49.5kwを発電する計画です。623と626の間に赤道がありますが、それにつきましては、占用について建設課と協議中です。

この地については、先月続きの農地について、やはり転用の申請があったところの続きの土地になります。

以上、この案件について書類審査を行ったところ、事業実現に足る資金の裏付け、隣接耕作者の同意も付けられております。ご審議よろしくお願い致します。

議長 続いて、地区担当委員から現地調査並びに補足説明をお願い致します。

3番山田政文委員お願い致します。

山田委員 今週、19日の日に志村会長並びに事務局と現地調査を致しました。今、事務局から説明がありましたように、前回8月の総会に出た場所の隣接になります。今日の図面の南側ですね、前回でた場所です。現況は葛葉で覆われた、所謂再生可能農地というような現況になっております。そんな状況でございます。どうぞよろしくご審議をお願い致します。

議長 ありがとうございます。ただ今の説明について、質疑のある方は挙手を願います。

【異議なしの声】

質疑がないようですから、採決致します。本案件に賛成の方は挙手をお願い致します。

はい。ありがとうございました。全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 次に申請番号7について、上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局 17ページの地図と18ページの写真を併せてご覧いただきたいと思っております。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇×××、地目は畑で、面積は2,444㎡のうち、1,598㎡を使用する計画です。

賃貸人は●●●●、賃借人は●●●●です。

申請地は、国道××号から北に××mほどに位置する第3種農地で、農振農用地外です。

転用目的は、従業員用駐車場のための一時転用になります。申請理由は、現在、●●●を建設しておりますが、その建設している、現在使用している駐車場が工事により利用できなくなるため、一時的に駐車場を求めているため、その農地を一時転用したいという計画であります。

以上、この案件について書類審査を行ったところ、事業実現に足る資金の裏付けと隣接耕作者の同意を得ております。ご審議をお願い致します。

議長 続きまして、地区担当委員から現地調査並びに補足説明をお願い致します。

14番佐藤孝義委員お願い致します。

佐藤委員 書類をいただきまして早かったんですが、日曜日に現地を確認致しました。場所的には××号線を〇〇の駅を過ぎて、しばらく行くと左側に●●●●という土建屋さんがあります。その正面に橋があって、そこから××mほど行った所です。たいへん陽当たりもよく、今は草がちょっと茂っていますが、草刈りもしっかりされておりますし、本当は農地として使っていただければありがたかったと思いますが、来年の三月いっぱいまでの一時転用ですので、許可相当と認められます。よろしくご審議をお願い致します。

議長 ありがとうございます。ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。

挙手がないようですから、採決致します。本案件に賛成の方は挙手をお願い致します。

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 次に議案第27号及び議案第28号の農地法第3条及び農地法第5条の競・公売買受適格証明願の件であります。申請地が同一の農地がありますので、農地法第3条競・公売買受適格証明願件、申請番号1と農地法第5条競・公売買受適格証明願の件、申請番号1から3を一括上程致します。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案第27号、20ページの地図と21ページの写真を併せてご覧頂きたいと思います。これから説明致します農地は全て同じ農地に対しての申請であります。同じ地図と写真をご覧いただきたいと思います。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇×××、地目は畑で現況も畑であります。面積は837㎡で農振農用地外です。

場所は〇〇の奥に進みまして、〇〇の先に位置しております。

議案第27号は、第3条の申請になります。

申請者は●●●●。●●●●は、現在2,185㎡を耕作しており、申請地につきましても、現在その土地を耕作中であります。申請理由は、今耕作している土地をそのまま耕作したいということで競売に参加を希望しております。

続きまして、23ページになるんですけど、議案第28号、申請番号1から説明致します。こちらは第5条競・公売買受適格証明願であります。

申請番号1、申請者は●●●●。申請理由は、太陽光発電施設の建設です。計画によりますと、太陽光パネル295Wを228枚設置し、67.26kwを発電する計画です。

申請番号2、申請者は、●●●●です。申請理由は一般分譲住宅用地です。計画によりますと、申請地を3区画の分譲住宅地に造成し宅地化したという申請理由であります。

続きまして、申請番号3、22ページのところの地番が1424-1となっておりますが同じ場所ですので、1431-1に変更願います。

申請者は●●●●です。申請理由は、駐車場です。計画によりますと、重機及びトラック等の車両用駐車場として使用する計画です。

以上、4件ですが、これらの案件について書類審査を行ったところ、事業実現に足る資金の裏付けもごございます。ご審議いただきたいと思います。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当地区委員が私でありますので説明致します。

この場所は、8月の総会にも農地法第3条の競・公売買受適格証明願が上程されましたが、〇〇の〇〇西側に位置します。

現在、●●●●さんと●●●●さんが共同で季節野菜等を耕作しております。●●●●さんは、昨年11月の総会に農地法第3条の許可を受けて、21アールの耕作に取り組んでいます。農業者としての要件は満たしております。

農地法第5条の競・公売買受適格証明については、特に現地調査上は問題ないかと思えます。ご審議をお願い致します。

議 長 何かご質問がございましたら挙手を願います。

【異議なしの声】

質疑がないようですから、採決致します。まず、議案第27号、農地法第3条競・公売買受適格証明願について、賛成の方は挙手をお願い致します。

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、許可と決定致します。

続きまして、議案第28号、農地法第5条競・公売買受適格証明願、申請番号1から3について、採決致します。本案件に賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議 長 次に申請番号4及び5ですが、申請人が同一人ですので、これも一括上程致します。事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、土地はいくつかあるんですけど、近くにありますので、24ページの地図と25ページの写真を併せてご覧いただきたいと思えます。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇×××外3筆で、地目は全て畑、現況は雑種地、ご覧のように駐車場のようになっております。面積は合計で617㎡です。写真では左側がその写真になります。

申請番号5につきましては、申請地は〇〇町〇〇字〇〇×××外1筆で、地目は畑で、現況は同様に雑種地であります。面積は214㎡です。申請者は●●●●です。

場所は、〇〇の北側、〇〇、あるいは〇〇の駐車場として使われていた所で、現在も駐車場の形態のままになっております。申請理由は、現状のまま駐車場として利用したいという計画であります。現況は駐車場となっており、本来なら追認の申請をするところですが、競売物件のため、追認

については不要ということの県からの指導であります。

以上、申請地について書類審査を行ったところ、特に問題はありませんでしたので、ご審議をよろしく申し上げます。

議長 続いて地区担当委員であります、これも、私が担当しておりますので、私から説明致します。

申請番号4の〇〇町〇〇字〇〇×××外3筆ですが、〇〇の西側、〇〇の北側に位置します。〇〇の●●●●の事務所前駐車場です。その西側のアパート、〇〇の北西に申請番号5の〇〇町〇〇字〇〇×××外1筆があります。周辺は、先ほどの説明のように、●●●●の所有地です。

現地調査の結果は、特に問題はないと思います。許可相当と思いますが、ご審議をお願い致します。

議長 ただ今の説明ですが、質疑のある方は挙手願います。

山田委員 十年来、駐車場として使っていたということなんですけども、当時農地法の手続きをしないまま過ごしたということで理解してよろしいんでしょうか。その辺の経緯を説明して頂きたいと思います。

事務局 これは、何年前になるのか、〇〇及びその後の〇〇の駐車場として、使われていた所で、農地のまま手続きをせずに、駐車場に舗装してしまったということです。

議長 始末書とか要らないという解釈で、競売物件ということで、前の人の責任は問えないということですよ。破産状態での競売ということですから、金融機関も●●●●から●●●●に変わってもいますし、その辺のところの責任は問えないということだと思います。こういう物件が5件群がるということですね。農地だということで、辛いところがありますね。

佐藤委員 昔の〇〇ですか。

議長 最初は、〇〇で、〇〇になって、〇〇になって、〇〇になって、今度ということですから、賃貸だったでしょうね。

蔦木委員 競売は、もう終わったということですか。それから、もうひとつ、地図の24ページのところに、真ん中に道路だか、何だか、1639-1、1640-5となっている四角の中に空き地、空洞があるんだけど、これは何。

議 長 事務局から説明をします。

事 務 局 これは、赤道の付替えになったところです。農地ではないです。
ただ、競売にはかかっている所です。

議 長 ほかにございますか。

質疑がないようですから、採決致します。本案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成です。許可相当と決定致します。

日程第4 報告事項

議 長 次に日程第4、報告事項を議題と致します。事務局に報告を求めます。

事 務 局 転用確認証明の発行について、報告致します。

平成29年8月14日から平成29年9月8日までの転用確認の申請は2件です。

番号1、〇〇町〇〇字〇〇×××、申請者は●●●●。転用目的は宅地の拡張です。27ページの写真のとおり確認致しまして、9月6日証明書を発行致しました。

番号2、〇〇町〇〇字〇〇×××及び××、申請者は●●●●。転用目的は駐車場及び資材置場です。28ページの写真のように、転用がされていることを確認致しまして、9月6日証明書を発行しております。以上であります。

日程第5 その他

議 長 ありがとうございます。ただ今の報告について、質疑がございますか。
ないようですので、日程第5、その他を議題と致します。事務局から何か
ございますか。

●●●●

議 長 事務局より諸連絡がありましたが、委員の皆様から何かございますか。
ないようですから、本日の日程は全て終了致しました。議事進行にご協力
ありがとうございました。

職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 長時間に渡りまして、慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして平成29年第9回大月市農業委員会総会を終了致します。

す。ありがとうございました。